

原議保存期間	30年(令和3年3月31日まで)
有効期間	一種(令和3年3月31日まで)

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局長広域調整担当部長

警察庁丁保発第41号
令和4年3月3日
警察庁生活安全局保安課長

標的射撃を行う場所において都道府県公安委員会が危害防止上有効であると認める措置の認定について(通達)

クロスボウ射撃指導員の指導の下にクロスボウで射撃をする場合等における射撃の場所については、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第4号)による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)別表第2(第82条の4関係)により、都道府県公安委員会が当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容を勘案して発射された矢による危害を防止する上で有効であると認める措置が執られており、これにより矢の到達する区域が縮減される場合には、立入禁止等が求められる危険区域が縮減されることとしているところ、当該措置の認定に関する要領は下記のとおりであるので、適切な運用に努められたい。

また、下記の内容について、クロスボウ射撃指導員の指定等の機会を捉えて周知されたい。

記

1 都道府県公安委員会による措置の認定の手順

クロスボウ射撃指導員又はその指導の下で射撃をする者より、射撃を行おうとする場所(以下「射撃場所」という。)における発射された矢による危害を防止するための措置(以下「対象措置」という。)の認定に係る申出を受けた場合、当該射撃場所の所在地を管轄する都道府県公安委員会は、以下の手順により認定を行う。

(1) 対象措置の調査

当該射撃場所で指導等を行おうとするクロスボウ射撃指導員から必要な事項を聴取するなどして、対象措置の認定に関し必要な調査を行う。この調査に当たっては、原則として、当該クロスボウ射撃指導員の立会いを求めた上で、現場実査を行う。

また、既に認定を行った対象措置(以下「認定措置」という。)が執られている射撃場所について、当該認定時とは異なるクロスボウ射撃指導員から対象措置の認定に係る申出があった場合において、当該クロスボウ射撃指導員の指導の内容等に鑑み、当該対象措置の有効性に変更のないことが確認できるときには、現場実査を不要とすることができる。

なお、申出についてはその形式は問わない。

(2) 対象措置の認定

(1)の調査結果に基づき、対象措置の認定を行う（認定に係る留意事項等は別添1参照。）。

なお、対象措置の認定の可否に係る判断については、可能な限り速やかに実施するよう努める。

(3) 認定の通知等

対象措置の認定を行った際には、その旨を申出を行った者に通知する。その際、認定した内容について、書面（様式は別添2参照。）を交付する。

2 認定措置の定期的な確認

対象措置の認定を行った後においても、その実情に応じ、定期的に、認定措置の遵守状況や射撃場所の環境の変化等を確認するとともに、必要に応じて、取締りや認定の撤回の要否の検討等を行う。

3 クロスボウ射撃指導員の指定を受けたものとみなされた者に係る認定

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）附則第5条の規定に基づきクロスボウ射撃指導員の指定を受けたものとみなされた者（以下「みなし指導員」という。）に係る対象措置については、原則として、当該みなし指導員に対する指定処分が行われるまでの間は認定しないものとするが、射撃競技の練習や競技大会の開催等具体的な使用予定があって速やかに認定を行う必要があり、かつ、当該みなし指導員についてクロスボウ射撃指導員の指定の処分がなされる見込みである場合に限り、当該みなし指導員がクロスボウ射撃指導員の指定の拒否処分を受けることを解除条件として認定を行うことができるものとする。

認定に係る留意事項等

1 対象措置の認定を行うに当たり前提等となる事項

- (1) 射撃の実施場所
- (2) (1)の場所を使用する権原
- (3) (1)の場所で指導等を行うこととしているクロスボウ射撃指導員の氏名・経歴
- (4) (3)のクロスボウ射撃指導員の指導等の内容
 - ア 使用するクロスボウ及び矢の種類
 - イ 実施する射撃の内容（標的までの距離等）
- (5) 射撃をする者の位置

2 認定に係る留意事項

1を前提として、調査した事実に基づき、対象措置の以下の要件の充足性を判断する。

- (1) 危険区域の左右の幅を縮減させる措置

クロスボウ射撃指導員の指導等に係る内容を踏まえ、発射された矢による危害を防止する上で有効であること。
 - (2) 危険区域の前後の奥行きを縮減させる措置
 - ア バックストップ
 - (ア) 材質

畳、鉄、石等矢の衝突による衝撃に耐えることができる材質であること。
 - (イ) 場所及び大きさ

クロスボウ射撃指導員の指導を受けた射撃の方法で射撃が行われた場合において、標的の後方に、標的との距離を勘案し通常矢の到達すると認められる範囲を覆う大きさのバックストップが設置されていること。
 - イ バックストップを外れた矢に対する安全確保措置
 - (ア) 遮蔽物の位置、大きさ及び材質

バックストップの後方に、使用する矢のそれ以上の飛翔を阻止する十分な大きさ及び材質の遮蔽物が存在していること。
 - (イ) 空間の広さ

バックストップの後方に、当該バックストップを外れた矢の地面までの安全な落下を担保する十分な広さの空間が確保されていること。
- ※ ア及びイそれぞれ単独では要件を満たさないと判断される場合であっても、両者を合わせて勘案し、安全確保措置としての要件を満たしていると判断できる場合は認定を行っても差し支えない。
- ※ アのバックストップ自体が矢の飛翔を阻止する安全確保措置として十分な大きさを有しているなど、クロスボウ射撃指導員の指導の下に射撃が行われた場

合には、通常、矢がバックストップを外れることが想定されない場合については、イの要件を考慮する必要はない。

3 認定の参考事項

認定を行うに当たっての参考事項として、例えば、射撃場所が従前から使用されているのであれば、当該射撃場所における事故が発生していないこと（発生していたとしても、2(1)及び(2)に含まれる措置により安全対策が講じられている場合を含む。）その他使用する矢による危害を防止する観点から有効な事情又は措置があれば、それを勘案して認定を行って差し支えない。

●● (1 (1)の場所) における認定措置について

1 認定措置に係る場所等

- (1) 認定する措置が執られている場所
- (2) クロスボウ射撃指導員の氏名 (複数いる場合は全員分)
- (3) クロスボウ射撃指導員の指導等の内容
 - ア 使用するクロスボウ及び矢の種類
 - イ 実施する射撃の内容
- (4) 射撃をする者の位置

2 認定措置の内容

なお、認定措置の内容に係る図面は添付資料のとおり。

【問合せ先】